

平成 28 年度 国東中継施設基本計画策定業務委託

仕 様 書

平成 28 年 5 月

宇佐・高田・国東広域事務組合

1. 業務概要

1.1 業務名 : 平成 28 年度 国東中継施設基本計画策定業務委託

1.2 発注者 : 宇佐・高田・国東広域事務組合

1.3 履行期間 : 契約締結日の翌日から平成 28 年 12 月 28 日

1.4 業務概要

本業務は、宇佐・高田・国東広域事務組合（以下「発注者」という。）が整備を予定している中継施設について、施設基本計画の策定を行うものである。なお、発注者の構成市である国東市の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び災害廃棄物処理計画（平成 28 年度中に本計画と並行して策定予定）等との整合を図るものとする。

1.5 対象施設 : 中継施設 25.4 t / 日（見込）

2. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、次の必要書類を提出しなければならない。

- ① 業務着手届
- ② 技術者選任届
- ③ 業務計画書
- ④ 業務完了届
- ⑤ その他必要な書類

3. 仕様書の適用範囲

本仕様書は、「平成 28 年度 国東中継施設基本計画策定業務委託」に適用する。なお、本仕様書に定めない事項や本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。

4. 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同施行令」、「同施行規則」をはじめ、環境関連法令、同施行令、同施行規則など、関連する法令・規格等を遵守しなければならない。

5. 守秘義務

受注者は、業務の遂行上、知り得た秘密を漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

6. 無効となる契約

- (1) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (2) 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難な状態に至った場合

7. 管理技術者及び照査技術者

受注者は、契約の履行にあたっては、委託業務の意図及び目的を十分理解したうえで業務を遂行するものとし、管理技術者及び照査技術者を設置し、迅速で正確な業務を遂行するものとする。技術者の兼務は認めない。

なお、管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る）又は衛生工学部門（廃棄物管理とするものに限る））、RCCM(廃棄物)又は認定技術管理者（廃棄物）のうちいずれかの資格を有し、かつ、平成18年度以降に国又は地方公共団体が発注したごみ処理施設基本計画業務を履行した実績を有する者とする。

また、照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的取りまとめを行わなければならない。

8. 打合せ議事録

受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するために、発注者と密接な連絡を取るものとする。なお打合せや会議を実施した場合は、打合せ終了後速やかに議事録を提出し、監督員の承諾を受けるものとする。

9. 資料の貸与

本業務の実施において、必要となる関係資料等を発注者から受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与を受けた資料のリストを発注者に提出し、業務完了時には全て返却するものとする。

10. 業務の完了

受注者は、本業務の完了時に発注者の検査を受け、完了検査の合格をもって完了とする。

11. 成果品作成

本業務における成果品は以下のとおりとする。

(1) 施設基本計画報告書	A4版製本	30部
(2) 同上（概要版）	A4版製本	30部
(3) 報告書、資料等の原稿（電子データ）		1式
(4) その他資料		必要部数

特記仕様書

宇佐・高田・国東広域事務組合（以下「組合」という。）の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」や「循環型社会形成推進地域計画」等の上位計画と整合を図りながら、施設の整備に係る基本方針や事業計画等について検討を行い、中継施設基本計画を策定する。

なお、中継施設整備は国東市クリーンセンターの改造を前提としているので留意すること。また、中継施設のごみは、広域ごみ処理場まで運搬して処理することから、当該施設の計画を熟知した上で、本業務に取り組むこと。

1. 業務内容

1.1 施設基本計画

1.1.1 ごみ処理体制の把握

最新データの追加および法規制などの状況変化に対応したごみ処理状況について整理・把握する。

- ・ごみ処理対象人口およびごみ排出量の動態
- ・ごみ処理体系の状況
- ・ごみ収集・処理・処分の状況
- ・ごみ処理における課題の整理

1.1.2 施設整備基本方針

既存計画を元に、本施設の位置付けを明確にし、施設の整備方針を設定する。

- ・計画目標年次
- ・新ごみ処理体系
- ・施設計画方針
- ・整備時期
- ・施設稼働に伴う収集・処理・処分計画

1.1.3 計画条件の収集・整理

中継施設の整備に係る敷地条件、供給施設などの計画条件を整理する。

- ・国東市クリーンセンターの概要
- ・敷地および周辺条件（地形、標高、計画地盤高、地質条件、都市計画内容、雨水排水施設関連他）
- ・公害防止基準（排気ガス、騒音・振動、悪臭、水質他）
- ・搬出入車両条件（ごみ収集車、一般搬入車、見学者、維持管理関連車両他）
- ・供給施設条件（電気供給施設、水道供給施設他）
- ・運営管理条件（既存の廃棄物処理・処分施設および組合構成市の廃棄物処理施設との関連他）等

1.1.4 計画処理量・計画ごみ質の設定

既存計画及び処理実績等を元に、計画処理量・計画ごみ質を設定する。

- ・計画処理量の設定
- ・計画ごみ質の設定

1.1.5 施設整備規模設定

計画処理量および収集変動、年間稼働日数を勘案し、計画目標年次における施設整備規模を設定する。

- ・収集変動の検討
- ・ごみ減量の推移と計画目標年次
- ・施設の運転体制
- ・施設整備規模の設定

1.1.6 環境保全目標の設定

各処理施設の整備および稼働による周辺環境への影響を保全するための目標と対策について取りまとめる。目標の設定は、基準、条例および周辺環境の保全状況を考慮し決定する。

- ・大気汚染防止関連（ばいじん、窒素酸化物他）
- ・水質汚染防止関連（放流水の種類、放流先他）
- ・騒音・振動防止関連
- ・悪臭防止関連他

1.1.7 処理方式の整理・検討

(1) 中継施設における処理方式の整理・検討

中継施設における処理方式の整理・検討を行う。

a) 先進施設に係わる調査

中継施設における処理方式の比較検討を行うため、先進施設や技術動向を調査する。

b) 処理方式の検討

中継施設における処理方式の比較検討を行う。

- ・コンパクトコンテナ方式
- ・ベーリングプレス方式
- ・ダストドラム方式
- ・天蓋付きコンテナ方式 等

1.1.8 処理設備等計画

これまでの検討結果を踏まえ、施設基本計画を策定する。なお、施設基本計画を策定するに際し、必要に応じてプラントメーカー等にアンケートおよびヒアリングを行う。

- ・プラント設備計画
- ・土木建築計画
- ・付帯施設計画
- ・施工計画及び工事工程
- ・施設運営計画
- ・事業費（中継施設の将来的な解体費含む）および財源計画

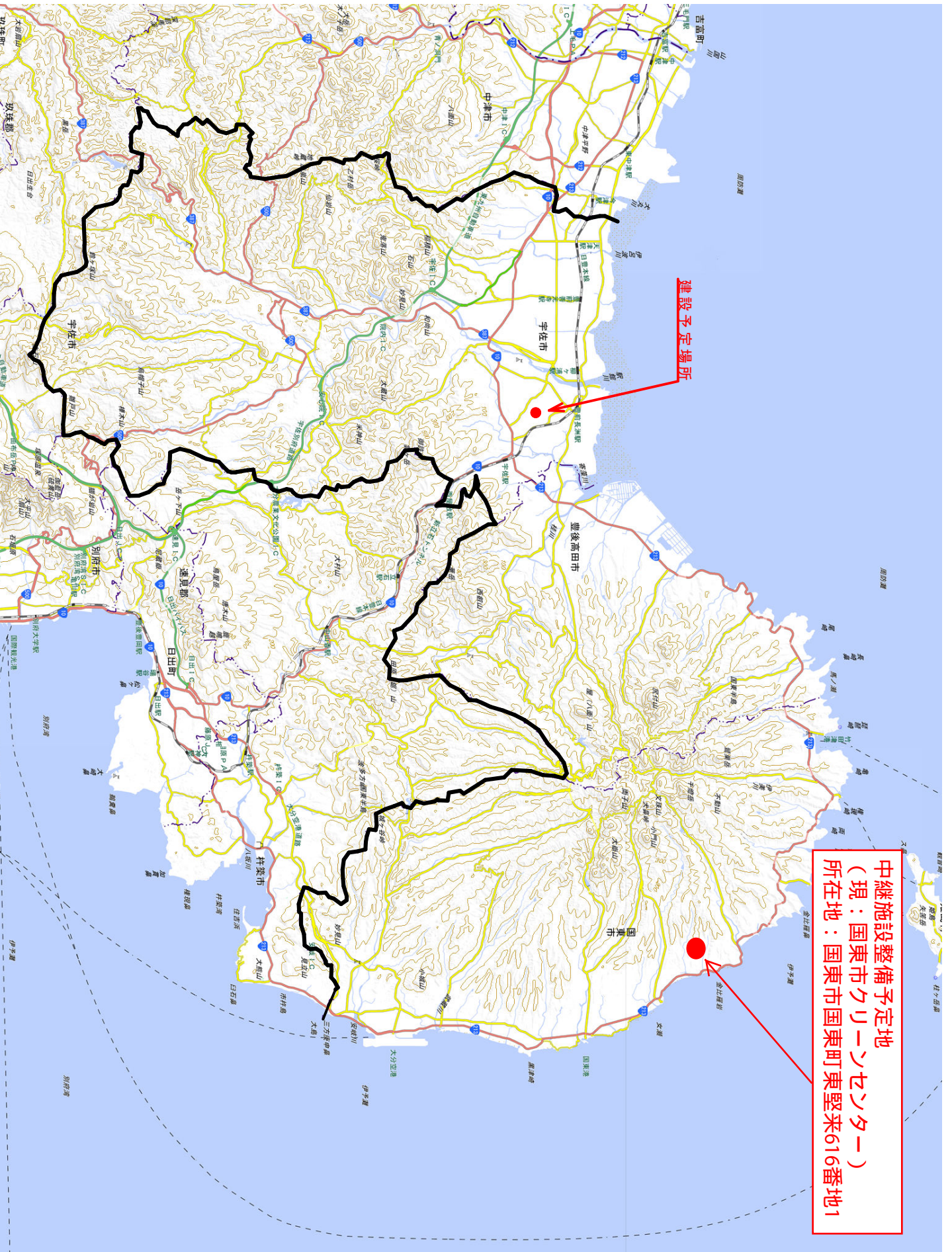
1.1.9 施設配置図の作成

施設計画の内容を受け、整備予定地条件を踏まえ、施設配置図を作成する。

- ・一般配置計画図
- ・関連施設計画図
- ・動線計画図
- ・その他計画図

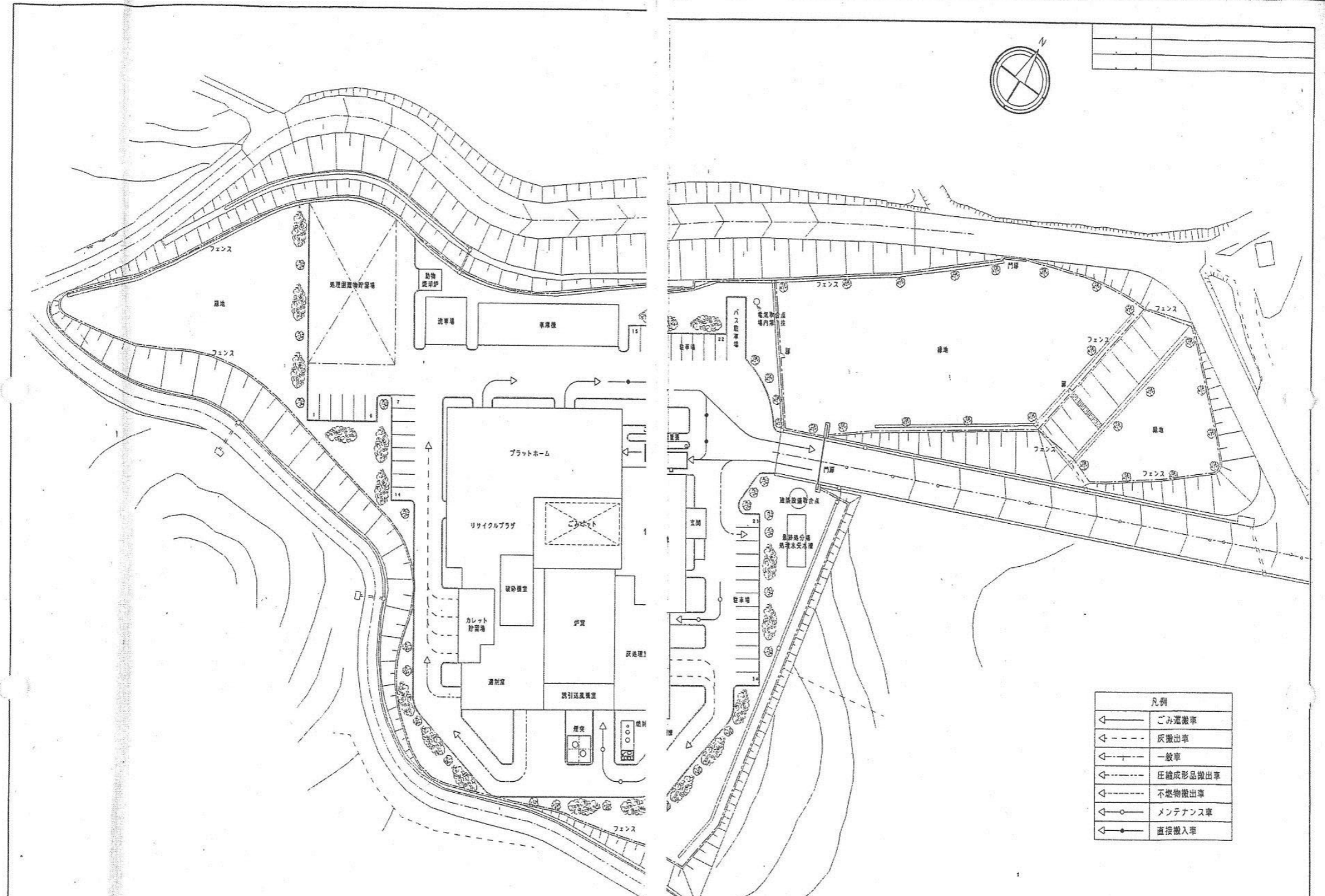
1.2 その他支援

本事業を進めるにあたり、関係各機関との協議が必要な場合の資料作成等協力するものとする。

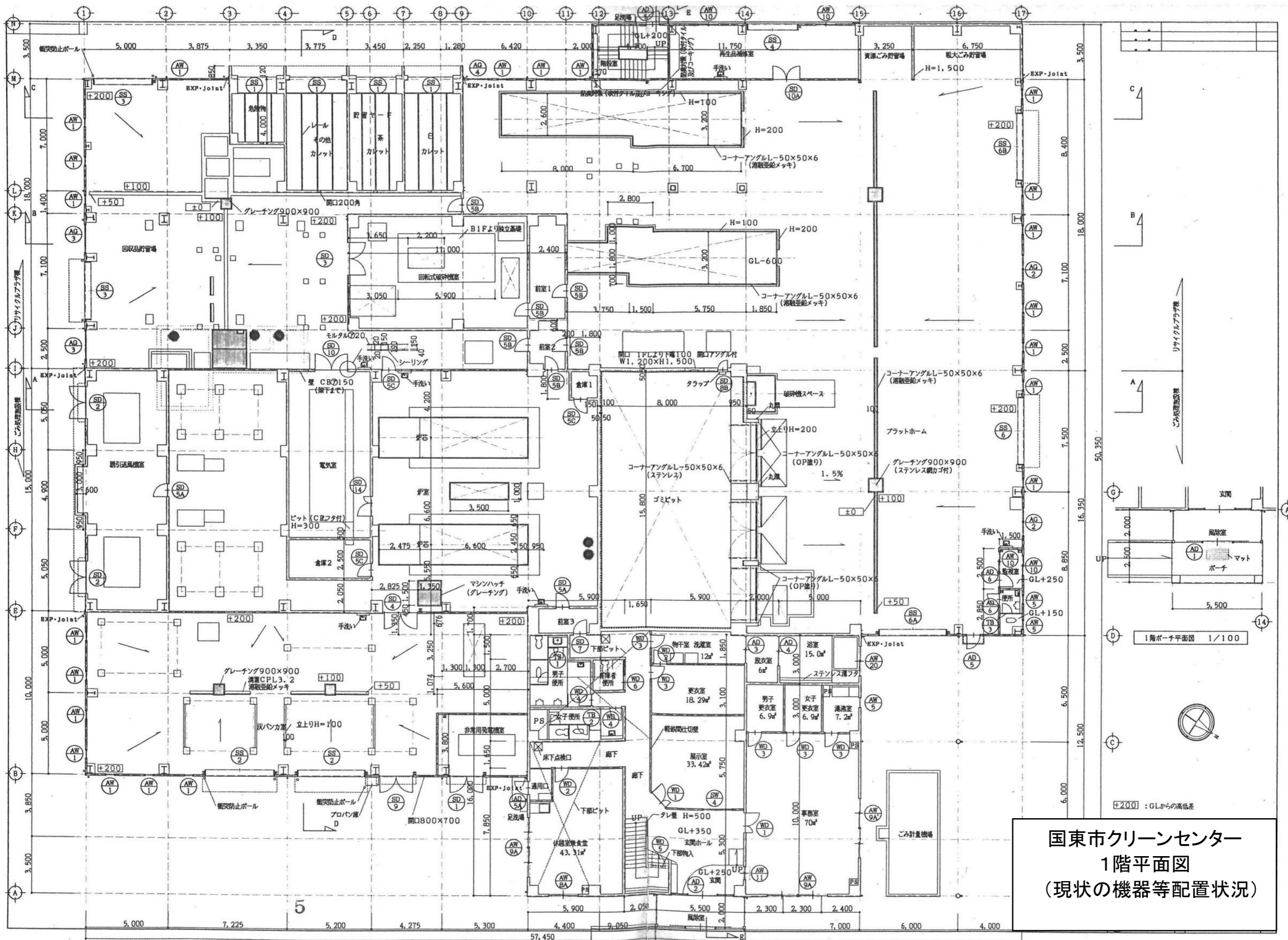


建設予定場所

中継施設整備予定地
(現：国東市クリーンセンター)
所在地：国東市国東町東堅来616番地1



国東市クリーンセンター 全体平面図
 所在地：国東市国東町東堅来616番地1



国東市クリーンセンター
 1階平面図
 (現状の機器等配置状況)